

平成23年度事業計画書

I 事業方針

船舶の機関を定期的に整備し常に良好な状態を保つことは、船舶の安全確保のためばかりでなく、安定した船舶の航行、漁船の操業を維持するためにも極めて重要な業務である。

特に近年、漁船、内航船等の中小型船舶用機関については高機齢化が進んでいるが、他方で舶用機関の高度化も図られており、機関整備により高度な知識と技量が要求される様になっている。また、船舶、人命の安全のためのJG、JCI船舶検査制度の合理化並びに大気汚染防止のための窒素酸化物排出規制において、当協会が実施する「舶用機関整備士」資格が活用されるようになる等、当協会の事業に対する期待は年々高まっている。

当協会は、舶用機関整備業の経営基盤の強化、舶用機関整備技術の向上等を通じて舶用機関整備業の発展を図るため、関係官庁の適切なお指導、日本財団のご支援、関係機関の協力をいただきつつ、「舶用機関整備士」資格検定制度の運用や技術講習による技術者の育成・技量向上、小型漁船等の機関事故防止推進、中小型船舶用機関の整備に携わる事業者の活性化推進、漁船保険関係機関との連携強化等の事業を実施すると共に、これらに事業を効果的に実施するための体制の強化等を行う。

II 事業計画

1. 「舶用機関整備士」の資格検定【日本財団助成事業（但し3S級は自主事業）】

本事業では、高機齢機関や高度な技術で造られた機関、周辺機器などを安全かつ適切に整備できる高度な専門知識と技量を備えた「舶用機関整備士」を育成することを目的として、技術講習会及び資格検定試験などを実施する。

(1) テキストの作成・配布

講習会で使用する指導書、問題集等を作成する。1・2・3各級とも22年度版指導書の見直し、訂正を実施する。

- ・ 1級資格検定用 23年度版作成
- ・ 2級 〃 23年度版作成
- ・ 3級 〃 23年度版作成
- ・ 資格更新講習用 最新技術情報等を見直し各級共通で作成する。

なお、全国水産高校、大学並びに海上技術学校等の船員養成学校の卒業生は、卒業後、船舶乗組員ばかりでなく、舶用機関整備業界への就職も期待される為、船舶乗組員による機関事故の防止及び舶用機関整備業界の人材確保を目的として、全国の水産高校（44校）、水産系大学（9校）並びに海上技術学校（8校）、商船高等専門学校（5校）に3級資格検定用テキストを配布する。

(2) 資格検定新規講習会の開催

新たに3級及び3S級を受験する者及び上級の資格試験受験する者を対象に資格検定新規講習会を実施する。なお、今年度から勤続年数等で受験資格のない者（会員の従業員に限る。）及び水産高校等の生徒、学生についても希望がある場合は3級新規講習会の受講を認める。

- ① 開催場所 1級：6カ所 2級：9カ所 3級：10カ所
- ② 講習期間 1級：3日間 2級：2日間 3級：2日間
- ③ 受講者が10名に満たない会場での新規講習会は原則中止とする。

(3) 検定試験の実施

資格検定新規講習会受講者に対して学科試験及び実技試験を実施し、合格者に資格証明書（有効期間4年）を交付する。

- ① 実施場所 1級：学科試験6カ所（同日実施） 実技・面接試験3カ所
2級、3級、3S級：学科及び実技試験9カ所（同日実施）
- ② 試験時間 1級：学科試験半日 実技・面接試験1日
2級、3級、3S級：学科及び実技試験1日
（3級学科試験の一部の問題は小形機関用と中・大形機関用との選択式とする）
- ③ 受験対象者 平成22・23年度資格検定新規講習会受講者

(4) 資格更新講習会の開催

資格証明書の有効期間（4年間）が満了する平成19年度資格取得者及び資格有効期間更新者を対象に資格更新講習会を実施し、「船用機関整備士」としての知識及び技量を維持していることが確認されたものの資格証明書の有効期間を更新（4年間）する。

- ① 開催場所 1級：8カ所、2級・3級・3S級：19カ所
- ② 講習期間 1級、2級、3級、3S級：各1日
- ③ 更新対象者 1級：約160名、2級：約230名、3級：約300名
3S級：32名

なお、特例措置として資格更新対象者が当該年度において進級のため上級新規講習会を受講した場合及び3S級資格保有者の内、他の資格（1級～3級）保有者（該当者28名）については更新講習会の受講を免除し、交付申請書により更新手続きを行う。

- ④ 3S級の指導書は1～3級と同一とし、2・3級更新講習会と一緒に実施する
- ⑤ 3S級の学科演習問題は、一部の設問を3S級独自の問題とするが、実技演習は3級と同一課題とする。

(5) 実施の方法

「船用機関整備士資格検定委員会」を設置し、資格検定事業に関わる検討と資格者の決定を行う。

(6) 実施の場所

北海道、東北、北陸、関東、中部、近畿、中国、四国、九州及び沖縄の10地区で実施する。

2. 技術講習会の実施

近年、船用機関整備業界においても団塊の世代の退職等により熟練技術者が減少し、過給機、燃料噴射ポンプ、調速装置、減速機・クラッチ等整備に特殊な知識・技術を必要とするものへの対応が問題となっている。比較的経験の浅い船用機関整備従業員を対象として、整備に特殊な知識と技能を必要とする機器について技術講習会を実施する。

(1) 実技講習会の実施【日本財団助成事業】：新規事業

過給機、燃料噴射ポンプ、調速装置（ガバナ）について、その主要製造会社に講師派遣を依頼し、実技講習を実施する。全国6個所において実施することに

し、比較的経験の浅い船用機関整備技術者の整備技術の向上、対応能力の強化を図る。

(2) 技術講習会の実施【自主事業】

比較的大型であるため各地での実技講習実施が困難な減速機・クラッチについて、その技術動向や整備のポイントについて講習会を実施する。

3. 小型漁船等の機関事故防止推進

我が国における20トン未満の小型漁船等に搭載されている機関の事故件数は年間数万件に及んでいるが、発航前点検、定期的な整備は殆ど実施されておらず、漁船の高船齢化・漁業者の高齢化と相まって機関事故発生の割合が高い水準となっている。また、離島などの重要な公共交通機関である旅客船については、機関トラブルが、欠航など重大な影響を及ぼす。

そこで、各地の漁業者、旅客船などの乗組員を対象として、基本的な機関の取扱方法、日常の点検、定期的な整備の重要性を理解し認識を深めるため、関係機関と連携して機関事故防止研修会を開催すると共に、機関事故防止の基本である定期メンテナンスの推進し、小型漁船等の機関事故に起因する海難の防止を図る。

(1) 機関事故防止研修会の開催：日本財団助成事業から自主事業に変更

小型漁船、プレジャーボート、旅客船、遊漁船等の機関事故を防止するため、各地の漁船保険組合、日本旅客船協会・遊漁船業務主任者養成講習実施機関等の関係機関と連携して漁船、プレジャーボート等の船主、漁業者及び旅客船・遊漁船の運航者に対して機関事故防止の研修会を開催する。

- ① 対象者： 小型漁船及びプレジャーボートの船主、漁協、旅客船・遊漁船運航者、造船鉄工所などを対象とする。
- ② 開催場所： 機関事故が多い地区を中心に全国各地の漁船保険組合及び旅客船協会等で開催する。
- ③ 参加人数： 30人程度。
- ④ 講師： 開催場所に近い整備事業所の「1級船用機関整備士」等を講師とする。
- ⑤ テキストの作成： 研修会で使用するテキストを作成する。

(2) 小型漁船等の機関の定期メンテナンスの推進

我が国の20トン未満の小型漁船等に搭載されている機関は、定期的に点検整備を行うことが一般化されておらず、このため、通常の保守点検を行っていれば防げたと思われる機関事故が多く発生している。

当協会は平成11年度から機関の定期メンテナンスを推進しており、船用機関整備事業者が自主的に小型漁船等に搭載されている機関の定期的なメンテナンスを実施することにより、機関事故の防止しあわせて機関整備事業所の経営基盤の強化を図る。

なお、メンテナンス実施事業所、実施隻数の拡大のため、メンテナンス事業の周知、広報宣伝を実施し、併せて点検記録用紙・点検済シールの作成・配布、関係機関への周知及び協力依頼を行う。

4. 機関整備業務の活性化推進

(1) 船舶検査の動向等に関する打合会の実施：22年度は海洋汚染等防止法改正説明会として実施

平成23年1月からNOx 2次規制が行われたほか、平成20年1月から実施されているJG・JCIの検査方法の改正に基づく船用機関の検査が、平成23年から実際に行われるなど、船用機関の検査について新しい動きがある。このような新しい動きに対応し、船用機関の整備を適切に実施するためには、検査当局であるJG・JCIとの情報交換が不可欠である。このため全国各地で検査打合会を実施し、JG・JCIにご協力をお願いしてJG・JCIの最近の検査動向についてご説明いただくとともに、現場で船用機関の整備を行う際の実情、問題点などに関する情報を船舶検査当局に提供する。

(2) JG・JCI検査方法改正後の対応

国土交通省（JG）並びに日本小型船舶検査機構（JCI）の検査方法の改正が平成20年1月に施行され、「船用機関整備士」による機関等の保守整備・診断が適正に実施されること等を前提として、検査の合理化が図られることになったことに伴い、必要に応じて次の対応措置を行う。

- ① 点検整備・診断要領書の作成・見直し
- ② 関連記録様式の作成
- ③ JG検査モデル漁船の追跡実態調査
- ④ 適正整備等に関する会員への周知

(3) 会員相互の情報交換の推進

会員相互の情報交換を目的として、当協会のホームページに掲示板の設置及びメーリングリストを開設し会員への参加を呼びかける。

(4) 「船用機関整備優良認定証」の発行推進

定期メンテナンスを適正に実施した船舶に対して、「船用機関整備優良認定証」を交付することを通じて、適正な機関整備の普及、啓蒙を図る。

(5) 船用中古機関の流通促進

適正に機関整備された船用中古機関の円滑な流通促進を図るため、「船用中古機関販売価格実態調査表」を作成、電子データ化しCD-ROMに記録して配布する。

(6) 高速機関整備業務の活性化

高速機関の整備体制の整備、整備技術の向上を図るため、「高速機関整備部会」の開催により、機関メーカ、機関整備事業者等の連絡協調と業務の円滑な推進を図る。

5. 漁船保険関係機関との連携強化

(1) 整備点検事業の協力

各漁船保険組合が実施する機関事故防止整備点検事業の円滑な実施に協力すると共に、「船用機関整備士」による適正な機関整備点検業務の遂行を図るため、事業の受託推進、並びに、「船用機関整備士」の活用を要請する。

(2) 整備点検事例効果の周知

長崎県漁船保険組合が、当協会に委託して平成16～18年度に壱岐地区において実施した小型漁船機関事故防止実験事業の検証結果を関係機関に周知して、機関の整備点検の効果に関する理解認識を深めるように努める。

(3) 当協会事業への協力要請

当協会が実施する機関事故防止研修会の開催等の事業の実施に関する協力要請を必要に応じて実施する。

6. 地区活動の活性化

地区会議の開催、各県漁船保険組合・運輸局・支局・J C I 支部との関係強化、「船用機関整備士」資格検定講習会の開催・検定試験の実施、機関事故防止研修会の開催、定期メンテナンス事業の推進、会員の入会促進等の活動を通じて地区ごとの活性化を図る。

7. 経営基盤の強化

(1) 講習会の開催

会員企業の経営の合理化を図るため、工場見学及び講習会を必要に応じて開催する。

(2) 金融、雇用制度の周知、活用促進等

日本財団資金貸付制度、中小企業設備近代化資金貸付制度、雇用調整助成金制度等の各種金融制度、並びに、訓練給付金の受講証明等の雇用制度の利用に関して、会員企業への情報を提供すると共に、利用希望者に対して申請手続に関する指導、団体証明等を実施する。

8. 船用機関整備業実態調査

船用機関整備業界の動向を把握するため、会員企業における雇用状況等の実態調査を実施する。

9. 広報・宣伝等の推進

会報「整備協会報」を年4回発行するとともに、会員名簿、協会概要、船用機関整備士資格者名簿の配布、会員之証、船用内燃機関サービス・ステーション之章、整備士検印、整備士ラベル等の頒布、ホームページの管理等を通じて、当協会事業及び「船用機関整備士」資格検定制度の広報宣伝を実施すると共に、必要に応じて会員に対する情報の提供を行う。

10. 叙勲・褒賞・大臣表彰等の授与の推薦

海事功労者に対する叙勲、褒章、大臣表彰、地方運輸局長表彰等に関し、会員関係適格者の推薦を行う。

11. 総合補償制度への入会募集

会員を対象とした総合補償制度（請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）について、東京海上日動火災保険(株)と団体保険契約を締結し、会員に対して当該保険の入会募集を行う。

12. 団体割引生命保険への加入募集

会員企業の社員・パート及びその家族を対象に、アメリカンファミリー生命保険会社の「医療保険」「がん保険」などの加入募集を行う。